

いじめ防止基本方針

1. いじめ問題に対する基本認識・基本姿勢

(1) いじめの定義（「いじめ防止対策推進法 第2条」より）

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【留意点】

- ・起こった場所は学校の内外を問わない。
- ・個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立って行う。

(2) いじめの態様

いじめの態様には、具体的に次のようなものが考えられる。

悪口を言う、落書き、物を壊す、無視、陰口、ぶつかる、小突く、命令する、脅す、性的辱め、メール等での誹謗中傷、噂流し、からかい、仲間はずれ、嫌がらせ、暴力、金品のたかり、使い走り等。

(3) いじめに対する基本的考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめ問題に取り組むに当たっては、全ての生徒及び教職員、保護者が以下の共通認識に立って、いじめの未然防止、いじめの早期発見に努めるとともに、いじめを認知した場合には適切かつ速やかな対応により問題解決を図り、「いじめを絶対に許さない」学校を目指す。

- ① いじめは「どの学校でも、どのクラスでも、どの生徒にも起こり得る」ものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ 「いじめられる側にも問題がある」という考え方はあってはならない。
- ④ いじめは、学校、家庭、地域社会など全ての関係者が一体となって取り組むべき問題である。

2. いじめ問題に対応するための組織

平時からいじめの問題に的確に対応できるよう、本校では以下の組織を常設し、いじめを見逃さない学校づくりを推進する。

いじめ問題対策チーム

構成員：学校長、副校長、教頭、生徒指導主事、教育相談主任、養護教諭、
学年主任（1年・2年・3年）、スクールカウンセラー（1名）

一部もしくは特定の教職員が抱え込むのではなく、学校いじめ対策組織で情報を共有し、組織的に対応する。

【主な役割】

- ・「学校いじめ防止基本方針」の策定・見直しを行い、それに基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行の中核となる。
- ・教職員研修を充実させ、学校や教職員のいじめ問題への対応力向上を図る。
- ・いじめが疑われる情報を把握した場合には、チームで協議し、同時に速やかに関係生徒から事情を聴取し、事実確認を行う。
- ・いじめの発見時には、個別案件対応班を編制し、対応を指示するとともに、必要に応じて、いじめ対応アドバイザー等、関係諸機関とも連携し、迅速かつ組織的な対応により早期の解決を図る。

3. いじめの未然防止に向けて

いじめはどの生徒にも起こり得る、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、学校における教育活動全体を通して、自己肯定感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

(1) 自己指導能力と規範意識の育成

- ① 学校生活のあらゆる場面を通して、自己指導能力（自ら正しく判断して行動する力）の育成を図る。
- ② 遅刻ゼロ運動や挨拶運動などを通して、生徒一人一人の規範意識を高め、品性の向上と良き校風・伝統の確立を図る。
- ③ 生徒会を中心とした啓発活動や各種集会・講演会等により、「いじめは絶対に許されない」との意識を学校全体に醸成する。

(2) 生徒の自己肯定感を育む人間関係づくり

- ① 日々の授業や学校行事等において、生徒が他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う良好な仲間づくりをすることで、自他の存在を認め、互いの人格を尊重し合う態度を養う。
- ② ホームルームや部活動等の中に、生徒が安心して参加・活動できる居場所を設定し、一人一人が認められ、活躍できる集団をつくる。

- ③ 生徒が望ましい人間関係を形成できるよう、円滑に他者とのコミュニケーションを図る能力を育てる。

(3) 教職員と生徒、教職員同士の信頼関係の構築

- ① 教職員が生徒との面談を通して生徒理解を深め、生徒に自己存在感や自己有用感を与える温かい学級経営や教育活動を展開する。
- ② 生徒一人一人の様子をしっかりと観察し、生徒を認める声かけを適時適切に行うことで、生徒の自己肯定感を育む。
- ③ 教職員の不適切な言動によりいじめを助長することのないよう、指導のあり方に十分注意するとともに、教職員間で互いに相談・助言のできる体制をつくる。

(4) 家庭や地域、関係機関等との連携

- ① 保護者・地域、関係機関等と連携し、学校の基本方針を周知し、理解と協力を求めるとともに、情報の共有を図る。
- ② 併設の中学校とも連携し、情報交換や意見交換の場を設ける。

4. いじめの早期発見に向けて

いじめを早期発見するために、日頃の生徒の言動からいじめのサインを見逃さないようにするとともに、教育相談やアンケート等によって情報を収集していく。

(1) 生徒のサインを見逃さない取組

いじめは、大人の目の届かないところで行われたり、遊びを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われる。また、生徒自らいじめを訴えることができないことが多く、結果としていじめが長期化、深刻化することもある。教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力が求められる。

【生徒のサインの例】

遅刻・欠席が多くなる。体調不良を訴える。表情が沈んでいる。口をききたがらない。無視される。からかわれる。発言で爆笑が起きる。ポツンと一人である。急によく保健室・トイレに行く。衣服が汚れている。体に傷やあざがある。プロレス技をかけられる。持ち物が隠される。落書きされる。自転車がパンクする。使い走りをさせられる。必要以上のお金を持っている。 など

(2) 教育相談体制の充実

- ・生徒が悩みを抱え込まないよう、日頃から教職員に相談しやすい学校の雰囲気をつくる。
- ・担任による定期的な面談や随時の面談の他、保健室、相談室等が窓口となり、生徒や保護者がいじめに関して抵抗なく相談できる体制を整える。

(3) アンケートの実施

- ・年2回、定期的にアンケート調査を実施し、実態の把握に努める。
いじめアンケート（5月・10月）

(4) 家庭や地域、生徒からの情報提供

- ・いじめのサインが見られる、いじめと思われる場面を目撃したなど、家庭や地域、生徒からの情報提供があった場合に迅速に対応できる体制を整える。

5. いじめの早期解消に向けて

いじめ問題が発生したと思われるときには、速やかに「いじめ問題対策チーム」に報告し、組織的に対応していく。また些細なことでも「個別案件対応班」で詳細な調査を実施し、事実確認に基づき早期に適切な対応を行うように努める。

- ① いじめられた生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行い、いじめられた生徒を徹底して守り通し、不安を除去する。
- ② いじめ問題を担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- ③ 校長は事実に基づき、生徒や保護者に対して説明責任を果たすとともに、いじめを認知した場合は、ただちに県教委へ報告する。
- ④ いじめた生徒には、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに、反省・謝罪をさせる。また、二度と同じことを繰り返さないように指導する。
- ⑤ 法を犯す行為に対しては、早期に警察等関係機関に相談して協力を求める。
- ⑥ いじめが解消した後も、保護者と継続的に連絡を取り、事後の様子を把握する。
- ⑦ 必要に応じて関係機関（いじめアドバイザーなど）の協力を求める等、日常的に情報共有を行う。

6. いじめが起きた集団への働きかけ

- ① いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つようにさせる。
- ② はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担している行為であることを理解させる。
- ③ 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- ④ いじめの解決は、当事者の謝罪のみで終わるものではなく、関係生徒をはじめとする他の生徒との関係修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出させていく。
- ⑤ 全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

7. インターネット上のいじめへの対応

- ① 県教育委員会の「ネットパトロール」と連携し、インターネット上のトラブルの早期発見に努める。
- ② インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ③ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある時は、直ちに所管警察署に通報し適切に援助を求める。
- ④ 「ネットいじめ」の実態と適切な対応について教職員自身が理解するとともに、PTAの各種会合やリーフレット等を通じて保護者にも理解と協力を求めていく。
- ⑤ 生徒に対して情報モラル教育を推進し、ネット上への安易な掲載で名誉棄損やプライバシーの侵害等のないよう指導する。
- ⑥ インターネットに関する親子間のルール作りや生徒同士のルール作りを推進する。

8. 重大事態への対処

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。（「いじめ防止対策推進法 第28条」より）

- ・いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。

例) 生徒が自殺を企図した場合

身体に重大な障害を負った場合

金品等に重大な被害を被った場合

精神性の疾患を発症した場合 などが挙げられる。

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。

重大事態が発生した場合には、

- ① 県教育委員会に報告し、調査の実施主体について判断を仰ぐ。
- ② 学校が調査主体の場合は、県教育委員会の指導・助言のもと、学校に調査組織を設置し、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。県教育委員会が調査主体の場合は、資料の提出など、調査に協力する。
- ③ いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。また、県教育委員会にも報告する。

9. いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも2つの要件を満たす必要がある。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。少なくとも3か月を目安とする。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

10. 年間計画

月	行事・職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4	いじめ問題対策チーム発足 基本方針・年間計画策定 1年オリエンテーション	ケータイ安全教室(保護者・生徒) いじめのない学級づくり 全校集会講話 中高担当者連絡会	個別面談(HRA)
5	PTA 総会・学年別懇談会 教育相談委員会	生徒会「挨拶運動」「地域清掃」	個別面談(HRA) いじめアンケート調査
6	いじめ問題対策チーム会議	命の大切さを学ぶ教室(講演) グッドマナーキャンペーン 生徒会「挨拶運動」「地域清掃」	個別面談(HRA)
7	授業互見週間	全校集会講話 生徒会「挨拶運動」「地域清掃」	保護者懇談(HRA) 個別面談(HRA)
8			
9	教育相談委員会	学年集会講話 グッドマナーキャンペーン 中高担当者連絡会 生徒会「挨拶運動」「地域清掃」	個別面談(HRA)
10	いじめ問題対策チーム会議	生徒会「挨拶運動」「地域清掃」 生徒理解に関する研修	いじめアンケート調査 個別面談(HRA)
11	学校公開週間 (いしかわ教育ウィーク) 授業互見週間	生徒会「挨拶運動」「地域清掃」	個別面談(HRA)
12	人権週間	全校集会講話 生徒会「挨拶運動」「地域清掃」	保護者懇談(HRA) 個別面談(HRA)
1	教育相談委員会	学年集会講話 生徒会「挨拶運動」「地域清掃」	個別面談(HRA)
2		生徒会「挨拶運動」「地域清掃」	個別面談(HRA)
3	本年度のまとめ 基本方針・年間計画の見直し	全校集会講話 中高担当者連絡会 生徒会「挨拶運動」「地域清掃」	個別面談(HRA)